

南三陸町子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現行	備考
<p>第1条～第5条 略 <u>（関係書類の提出）</u> 第6条 前条第1項及び第3項の申請書には、第3条第2項の規定により助成対象者の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出があったものとみなす。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第5条 略 <u>（所得額の確認）</u> 第6条 町長は保護者から前条第1項及び第3項に定める書類の提出を受けたときは、第3条第2項に定める所得の額及び第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、必要な範囲に限り、所得者本人の同意を得て、課税台帳及びその他公簿等により確認することができるものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>個人番号を利用し、申請手続の簡略化を図るための規定</p>